

農家の皆さんへお知らせ

サツマイモの生産者へ 支援をおこないます！

令和3年度、令和4年度と、販売用のサツマイモを生産される方を対象にサツマイモ農家営農継続支援事業をおこないます。

申請等については、
お早めにご相談ください。



地域農業のために活動する 団体を支援します！

地域農業の維持や発展のため、地域が抱える問題を、地域自らが解決するために「農地集積活動」「耕作放棄地解消活動」「農作業受託活動」などの活動に取り組む団体に10万円を助成します。

◆申請期限 9月30日



農地の貸し借りは農地バンクへ

鹿児島県地域振興公社（鹿児島県農地中間管理機構）は、市町村と連携して、農地を貸したい人（農地の所有者）と農地を借りたい人（担い手等）をつなぎ、農地の貸し借りを調整します。どうぞご活用ください。

お問い合わせ先

鹿児島県地域振興公社（鹿児島県農地中間管理機構）

☎ 099 (223) 0223

新規参入者及び農業後継者へ 助成します！

○対象者

- ・経営を開始してから1年以上3年以下の就農実績がある方
- ・経営開始時の年齢が50歳未満の方
- ・認定就農者等に該当している方
- ・直近の営農実績が提出できる方
- ・経営主である方

◆助成額 1人あたり50万円

◆申請期限 8月31日



申請・詳しい内容についてはお問い合わせください
肝付町役場 農業振興課 ☎ 0994(65)8417



浄化槽を設置している方へ 浄化槽の法定検査は義務です！

浄化槽は「保守点検」、「清掃」、「法定検査」という維持管理が適正に行われることによって、私たちの生活から排出された汚水を浄化し、きれいな水にして流すことができる装置です。

法定検査は、保守点検、清掃とは別に、毎年1回の検査が義務付けられています。

検査は県知事の指定を受けた（公財）鹿児島県環境保全協会が行います。
※日程については、事前にハガキでお知らせいたします。

○検査手数料（5～10人槽）

合併処理浄化槽 5,000円

単独処理浄化槽 4,000円

採水員検査 3,000円

※排水員検査：前回の検査結果や事前の書類検査で問題のない浄化槽が対象



お問い合わせ先

○鹿児島県知事指定検査機関
（公財）鹿児島県環境保全協会
☎099(296)9000

<http://www.kagoshima-kankyuu.or.jp/>

○鹿児島県生活排水対策室

☎099(286)3685

鹿屋保健所衛生・環境課

☎0994(40)3196

肝付町住民課年金環境衛生係

☎0994(65)8411

